

坂井市ブランドロゴデザイン利用取扱要綱

令和6年4月1日
坂井市告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市ブランドメッセージ「らしさ、かがやく。」のロゴデザイン(以下「デザイン」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用承認の申請等)

第2条 デザインを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ坂井市ブランドロゴデザイン利用申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用ごとに行わなければならない。

3 デザインの利用期間は、最長3年間とし、承認を受けた利用期間を超えて利用を希望する場合は、当該利用期間が終了する前日までに、坂井市ブランドロゴデザイン継続利用申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前各項の規定に関わらず、販売の目的で利用する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しないものとする。ただし、あらかじめ協議しなければならない。

(1) 国、地方自治体及びそれに準ずる者が利用するとき。

(2) 保育所等又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が利用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で利用するとき。

(4) 市又は市教育委員会の後援若しくは共催の承諾を受けた事業に利用するとき。

(5) 著作権法(昭和45年法律第48号)第30条の規定による私的利用の範囲に該当するとき。

(6) その他市長が特に認めるとき。

(利用の審査及び承認)

第3条 市長は、前条第1項及び第3項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しない。

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に利用し、又は利用するおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、団体、政治、思想又は宗教を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5) 暴力団員等(坂井市暴力団排除条例(平成23年坂井市条例第8号)第2条第3号の暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者から申請があったとき。

(6) その他、承認することが適当でないと認められるとき。

3 市長は、利用が適当と認めるときは、坂井市ブランドロゴデザイン利用承認通知書（様式第3号）又は坂井市ブランドロゴデザイン継続利用承認通知書（様式第4号）により、適当でないと認めるときは坂井市ブランドロゴデザイン利用不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の承認に際し、必要に応じてデザインの利用方法等について条件を付することができる。

（利用上の遵守事項等）

第4条 前条第3項の規定により承認を受け利用する者及び第2条第4項の規定により承認を要せず利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項及び別に定める「坂井市ブランドメッセージロゴマーク VI マニュアル」を遵守し、デザインを利用しなければならない。

(1) デザインを利用する対象物（以下「利用対象物」という。）の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(2) 坂井市ブランドロゴを展開又は応用利用したデザインであっても当該デザインの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び商標権は市に帰属することを承知すること。

(3) 承認された用途にのみ利用し、承認条件に従うこと（承認を受け利用する者に限る。）。

(4) 承認を受けた権利を譲渡、転貸又は継承しないこと（承認を受け利用する者に限る。）。

(5) 利用対象物について、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

(6) 利用対象物の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこととし、事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに市長に報告すること。

2 利用者（承認を受け利用する者に限る。以下この項において同じ。）は、前項の規定を遵守するほか、次に掲げる事項を理解し、デザインを利用しなければならない。

(1) デザイン利用の承認は、自己の商標や意匠とする等、独占して坂井市ブランドロゴを利用する権利を付与されたものでないこと。

(2) 利用者又は利用対象物等について、市が推奨を行うものでないこと。

（利用料）

第5条 デザインの利用料は無料とする。

（調査等）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し、利用状況について調査を行い、又はその利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

（利用実績の報告）

第7条 市長は、利用者（第2条第4項の規定に該当する者を除く。）に対し、デザイン利用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、利用者（第2条第4項の規定に該当する者を除く。以下この条において同じ。）がこの告示の規定又は第3条第4項の規定により付した条件に違反していると認められるときは、利用状況の変更を求めるほか、当該承認を取り消し、当該承認に係る利用対象物の回収を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、坂井市ブランドロゴデザイン利用承認取消通知書（様式第6号）により、当該利用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る利用対象物を利用してはならない。

4 第1項の規定により当該承認に係る利用対象物の回収を命ぜられた者は、速やかに当該承認に係る利用対象物を回収しなければならない。

5 市長は、承認を得ずにデザインを利用している者又は利用しようとしている者に対して、そのデザインの利用停止及び利用対象物の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 市長は、前各項の規定による承認の取り消し等により利用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第9条 利用者が、デザインの利用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償、損失の補償等を求められた場合であっても、市はその責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。